

第1編 総則

第1節 計画の方針

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、大紀町防災会議が作成する計画であって、町の地域に係る防災に関する事項について、関係各機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、本町防災組織の総力を結集して、防災活動を総合的、効果的に実施することにより、住民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって住民の安全と公共の福祉を確保することを目的とする。

町は、防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、国、県、関係機関及び住民と一体になって最善の対策を講じるものとする。特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」を基本理念とし、たとえ被災しても人命を守ることを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

次の大災害が発生したとき、町内で誰一人として犠牲者を出さない。そのために、防災関係機関はもちろんのこと、町内の企業、団体等や住民の一人ひとりが着実に防災力を向上させておく。

2 計画の基本方針

この計画は、防災機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画を別に定め、万全を期するものとする。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図るものとする。特に、いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開する。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各防災機関は、毎年町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、関係事項についての計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

4 用語

本計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 基本法……………災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (2) 救助法……………災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- (3) 町本部……………大紀町災害対策本部をいう。

- (4) 本部長……………大紀町災害対策本部長をいう。
- (5) 県本部……………三重県災害対策本部をいう。
- (6) 県地方部……………三重県災害対策本部伊勢地方災害対策部をいう。
- (7) 町計画……………大紀町地域防災計画をいう。
- (8) 県計画……………三重県地域防災計画をいう。
- (9) 消防本部……………紀勢地区広域消防組合消防本部をいう。
- (10) 要配慮者……………高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (11) 避難行動要支援者……………要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

※ その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

第1 実施責任

1 大紀町

町は、防災の一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域における防災・減災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から防災予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、県、市町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

6 住民

住民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組みを実践し、家庭等における防災・減災対策を講じるよう努める。

また、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、地域の安全は皆で守る共助の取組みに努める。

7 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。

また、地域において県、町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

8 事業者

事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。

また、地域において地域住民等、自主防災組織、県、町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 大紀町

- (1) 町防災会議及び町本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難勧告又は避難指示（緊急）
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入れに関する措置
- (13) 災害時の感染症予防対策その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時における交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 消防

紀勢地区広域 消防組合奥伊 勢消防署・紀 勢分署	<ol style="list-style-type: none"> (1) 火災の予防・警戒・鎮圧 (2) 災害の防除及び被害の軽減 (3) 救助・救急活動 (4) 災害情報の収集・連絡等
-----------------------------------	---

3 県

- (1) 県防災会議及び県本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の感染症予防対策その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 災害時の混乱防止、その他公安の維持
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害発生の防御と被害拡大の防止のための措置

4 大台警察署

- (1) 災害警備体制
- (2) 災害情報の収集・連絡等
- (3) 救出救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 身元確認等
- (7) 二次災害の防止
- (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (9) 社会秩序の維持
- (10) 被災者等への情報伝達活動
- (11) 相談活動
- (12) ボランティア活動の支援

5 指定地方行政機関

<p>東海農政局 (三重県拠点)</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置 (11) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備 (12) 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援
<p>近畿中国森林 管理局（三重 森林管理署）</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 防災を考慮した森林施業 (2) 国有保安林、治山施設及び地すべり防止施設の整備 (3) 国有林における予防治山施設による災害予防 (4) 国有林における荒廃地の復旧 (5) 災害対策用復旧用材の供給 (6) 林野火災予防対策
<p>第四管区海上 保安本部（尾 鷲海上保安 部）</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集及び伝達に関すること (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること (4) 船舶交通の障害の除去に関すること (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること (6) 法令の海上における励行に関すること
<p>津地方気象台</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達 (3) 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力 (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等 (5) 県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

<p>中部地方整備局（三重河川国道事務所）</p>	<p>(1) 災害予防</p> <p>ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実</p> <p>イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用</p> <p>エ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>オ 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>カ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>キ 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保</p> <p>ク 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施。</p> <p>(3) 応急・復旧</p> <p>ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>イ 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力</p> <p>ウ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施</p> <p>エ 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</p> <p>オ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</p> <p>カ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>キ 航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p> <p>ク 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p> <p>ケ 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>コ 情報の収集及び連絡</p> <p>サ 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>シ 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施</p> <p>ス 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動</p>
---------------------------	---

6 指定公共機関

西日本電信電話株式会社 (三重支店)	災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社NTTドコモ東海 (三重支店)	災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順序に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
KDDI株式会社中部総支社 ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
日本赤十字社 (三重県支部)	(1) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (2) 救援物資の配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 (津放送局)	(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 住民に対する防災知識の普及並びに各種予報及び警報等の報道による周知 (4) 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
中日本高速道路株式会社	紀勢自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施

東海旅客鉄道株式会社	(1) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等 (2) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止
中部電力株式会社（三重支店）	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便業務の確保 ア 郵便物の送達の確保 イ 郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

7 指定地方公共機関

報道機関（日本放送協会津放送局を除く。）	日本放送協会津放送局に準ずる。
一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社）	(1) 災害応急活動のための県本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
ガス事業者（三重県LPガス協会）	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

三重県医師会 (伊勢地区医師会)	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
---------------------	---

8 自衛隊

(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	内 容
大紀町社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアセンター設置開設による災害ボランティアの受入れ及び運営 (2) 福祉避難所の設置運営
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
文化・厚生・社会団体（日赤奉仕団等）	被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	町等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
各港湾施設の管理機関	港湾施設（防潮堤、水門、防潮扉、岸壁等）の維持管理並びに災害予防、復旧の実施

第3節 地勢、気象と社会

1 地理的条件

(1) 位置

本町は、三重県の中南部に位置し、東部及び南部は紀伊山脈の分水嶺を境として東部は度会町、南は南伊勢町、紀北町に接し、西部は大台町、また北部は宮川、大内山川を隔てて大台町と隣接している。総面積233.54km²のうち約91%が山林で占められた地形は、全般に急峻で平坦部が少なく、耕地は宮川と藤川、及び大内山川に沿った地域に点在している。

(2) 気候

本町は、温暖な気候であるが、三重県内の他の地域と比べても降水量が多く、また山間部と海岸部では地勢による違いがみられる。

特に梅雨時期や、8・9・10月の台風シーズン、秋雨時期に多量の降水量があり、停滞前線等の影響を受けやすい地域である。

(3) 面積

本町は、東西約24.8km、南北約26.3kmで、面積は233.54km²になる。

そのうち森林が全体の約91%を占め、逆に、農用地が約3.47%、宅地0.77%と狭小であり、また、海岸部を有している。河川、森林などの自然と共生しつつ、限られた土地の有効利用を図っていく必要がある。

2 社会的条件

(1) 総人口

国勢調査による本町の人口は、平成7年の11,921人から令和2年の7,822人と25年間で4,099人(34.4%)減少している。また、平成7年から令和2年にかけての3階層別人口では、年少人口が1,633人から565人と1,068人(65.4%)減少、生産年齢人口が7,234人から3,312人と3,922人(54.2%)減少しているのに対して、高齢者人口は3,054人から3,941人と887人(29.0%)増加している。

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口 (0～14歳)	実数(人)	1,633	1,376	1,182	943	758	565
	構成比(%)	13.7	12.1	11.0	9.6	8.5	7.2
生産年齢人口 (15～64歳)	実数(人)	7,234	6,480	5,802	4,947	4,126	3,312
	構成比(%)	60.7	57.2	53.8	50.2	46.1	42.3
高齢者人口 (65歳以上)	実数(人)	3,054	3,477	3,804	3,930	4,039	3,941
	構成比(%)	25.6	30.7	35.2	39.9	45.2	50.4
不 詳	実数(人)	—	1	—	26	16	4
	構成比(%)	—	—	—	0.3	0.2	—
総数(人口)	実数(人)	11,921	11,334	10,788	9,846	8,939	7,822
総数(世帯)	実数(世帯)	4,063	4,141	4,086	3,912	3,691	3,406

3 災害履歴等

(1) 風水害

本町は、付近を台風が通過する機会が多く、過去においては、昭和34年9月の伊勢湾台風、昭和49年7月の七夕台風、近年では平成16年9月の台風21号、平成23年9月の台風12号などにおいて、甚大な被害が発生している。

また、過去に数回にわたり、集中豪雨によって人家及び農林地に多くの被害を被っている。

(2) 地震・津波

三重県に被害を及ぼした地震は、多くが記録されているものの、詳細なものは少なく、細部については判明していないが、かなりの被害を受けているものと思われる。

その中で大災害と思われる地震は、東海道沖、南海道沖を震源域とする地震で、いずれも津波を伴っており、志摩半島から熊野灘沿岸にかけての地域で大きな被害を受けている。

近年の地震・津波の被害状況は、次のとおりである。

ア 東南海地震（1944年12月7日 M7.9）

震源が熊野灘沖約20kmと近くであったため、直接的な被害も大きく、また、津波災害も熊野灘沿岸で激しいものであった。

県内では震度5（一部震度6）で、津波は高いところでは10mを記録し、死者389人、負傷者608人、住家の全壊1,627棟、半壊4,210棟等の大きな被害があった。

本町錦地区では、津波により甚大な被害を受けた。死者64名、住家の流失255戸、倒壊192戸、半壊65戸、浸水170戸という未曾有の災害であった。

イ 南海地震（1946年12月21日 M8.0）

震源は潮岬南方約50kmの地点であったため、東南海地震に比較して被害も少なかったが、それでも県内の震度は4（一部震度5）で、津波は4～6m、死者11人、負傷者35人、住家の全壊65棟、半壊92棟であった。

第4節 被害の想定

三重県では、平成24年度に国より公表された南海トラフ巨大地震の被害想定などを参考にしながら、地震被害想定の方針作業を進めてきた。

今回の地震被害想定では、南海トラフの地震については、過去最大クラスと理論上最大クラスの二つの地震を想定し、地震による震度分布や液状化危険度分布、津波による浸水域等の様相と、その地震・津波による人的被害、物的被害、ライフラインや交通施設等の被害、経済被害等の想定結果をとりまとめた。

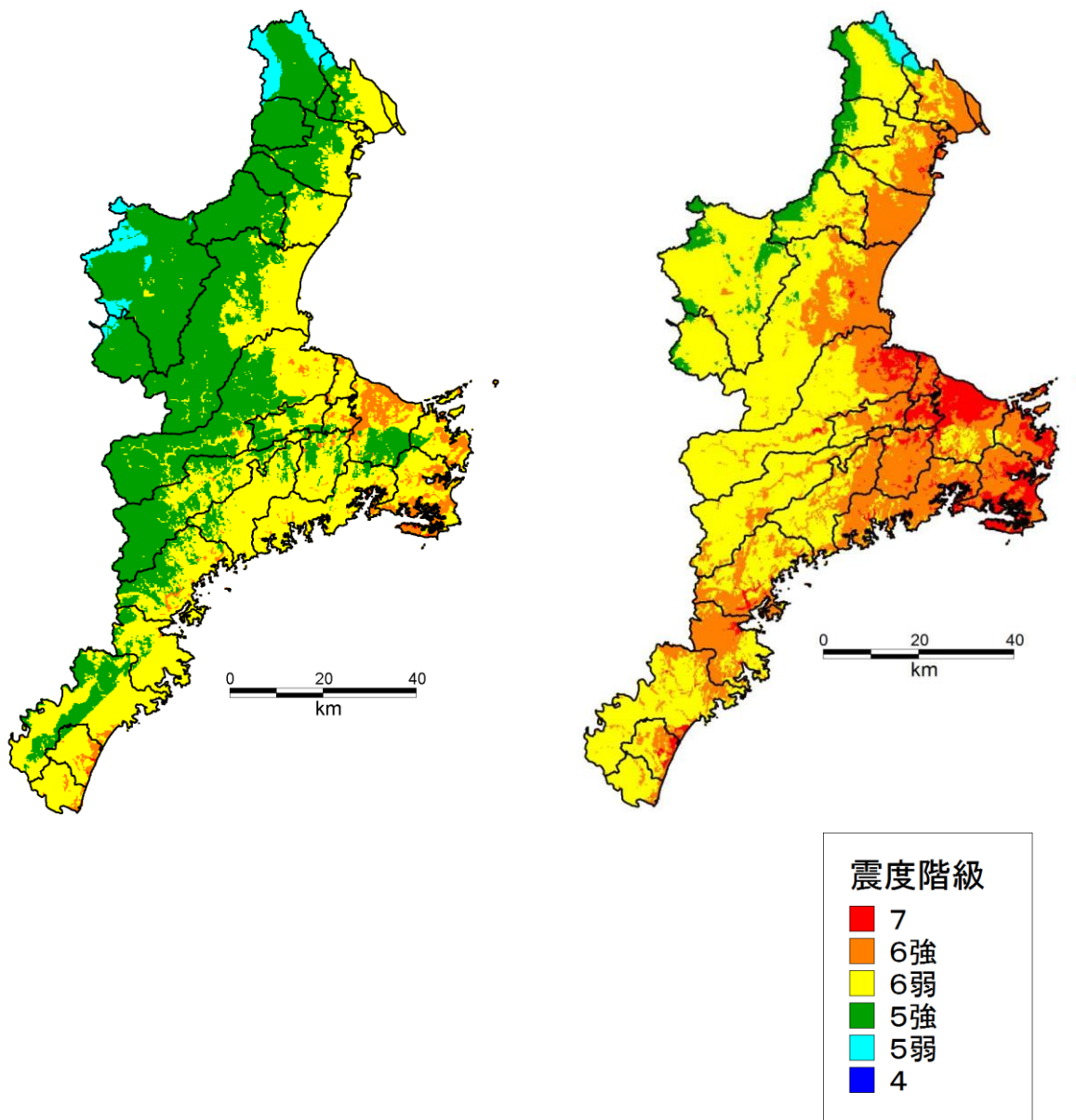
また、陸域の活断層を震源とする地震についても、「養老-桑名-四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部）」、「頓宮断層」の三つの活断層を対象とし、地震による震度分布や液状化危険度分布の様相と、その地震による人的被害、物的被害の想定結果を取りまとめた。

本町の想定結果は以下のとおりである。

1 各市町の最大震度一覧

市 町名	最大震度						
	内閣府 (2017) (陸側ケース)	今回想定					三重県(2005) (東海・東南海・南海地震)
		南海トラフ (理論上最大)	南海トラフ (過去最大)	養老-桑名-四 日市断層帯	布引山地東縁 断層帯(東部)	頓宮断層	
桑名市	6強	7	6弱	7	6強	5強	6弱
いなべ市	6弱	6強	6弱	7	6弱	6弱	6弱
木曾岬町	6強	7	6弱	7	6強	5強	6弱
東員町	6強	6強	6弱	7	6弱	5強	6弱
四日市市	6強	7	6強	7	6強	6弱	6弱
菰野町	6強	6強	6弱	6強	6弱	5強	6弱
朝日町	6強	6強	6弱	7	6強	5強	6弱
川越町	6強	7	6弱	7	6強	6弱	6弱
鈴鹿市	7	7	6強	7	7	5強	6強
亀山市	6強	6強	6弱	6強	6強	6弱	6強
津市	7	7	6強	6強	7	6弱	6強
松阪市	7	7	6強	6弱	7	5強	6強
多気町	7	7	6強	5強	6強	5強	6強
明和町	7	7	6強	6弱	6強	5強	6強
大台町	6強	7	6強	5強	6強	5弱	6強
伊賀市	6強	6強	6弱	6弱	6弱	6強	6弱
名張市	6弱	6強	6弱	5強	6弱	6弱	5強
伊勢市	7	7	6強	6弱	6弱	5強	6強
鳥羽市	7	7	6強	6弱	6弱	5強	7
志摩市	7	7	7	5強	6弱	5弱	7
玉城町	7	7	6強	5強	6弱	5強	6強
南伊勢町	7	7	7	5強	6弱	5弱	7
大紀町	7	7	6強	5強	6強	5弱	6強
度会町	7	7	6強	5強	6強	5強	6強
尾鷲市	7	7	6強	4	5弱	4	6強
紀北町	7	7	6強	5弱	6弱	5弱	6強
熊野市	7	7	7	4	5弱	4	6強
御浜町	7	7	7	4	5弱	4	6強
紀宝町	7	7	6強	4	4	4	6強

2 過去最大クラス（左）と理論上最大クラス（右）南海トラフ地震による強震動の比較



過去最大クラスの地震で震度6弱以上が想定されている地域の大半において、理論上最大クラスの地震では、震度6強又は7が想定されている。

※「過去最大クラス」

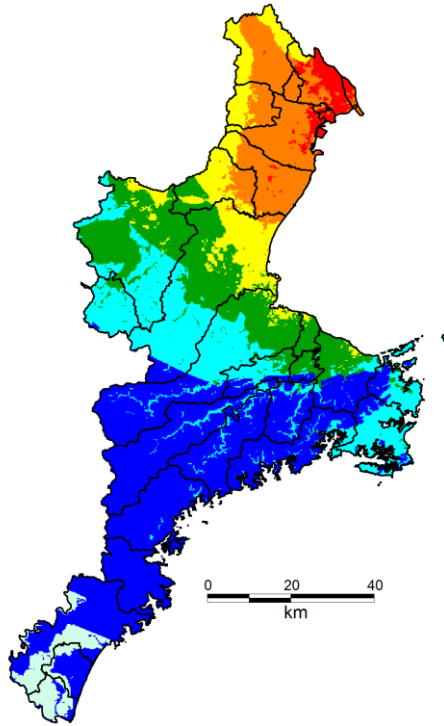
過去概ね100～150年間隔でこの地域を襲い、歴史的にこの地域に繰り返し起こりうることが実証されている南海トラフ地震

※「理論上最大クラス」

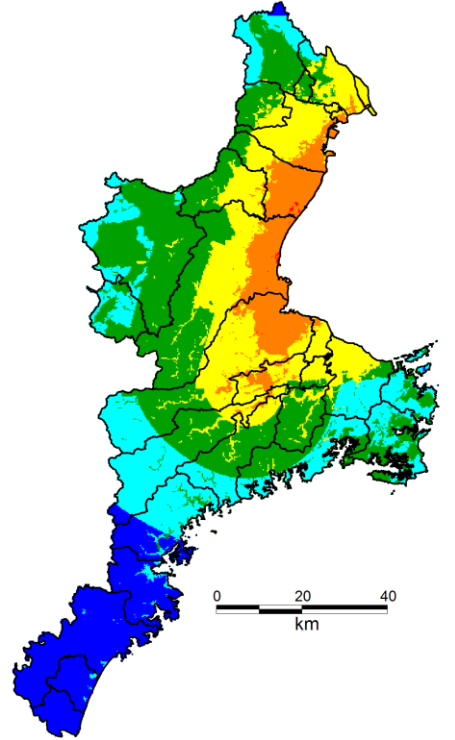
あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上では起こりうる最大クラスの南海トラフ地震

3 陸域の活断層を震源とする地震による強震動予測

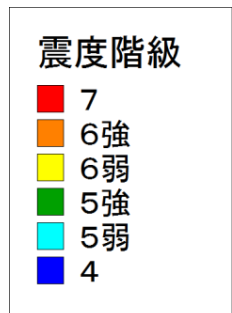
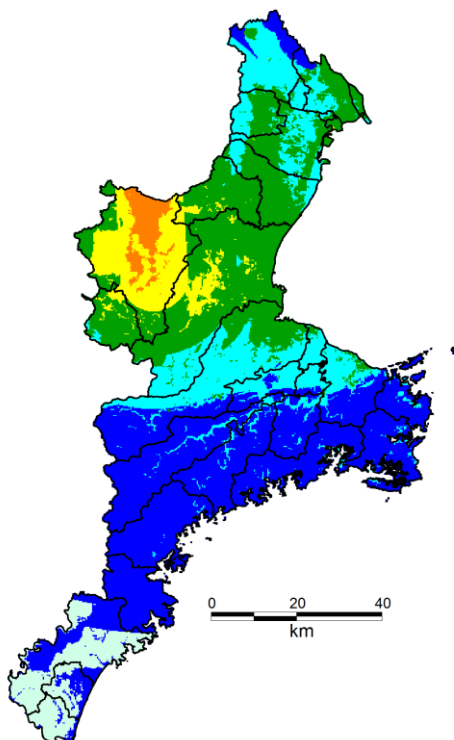
養老－桑名－四日市断層帯を震源とする地震による強震動予測結果（概観）



布引山地東縁断層帯（東部）を震源とする地震による強震動予測結果（概観）

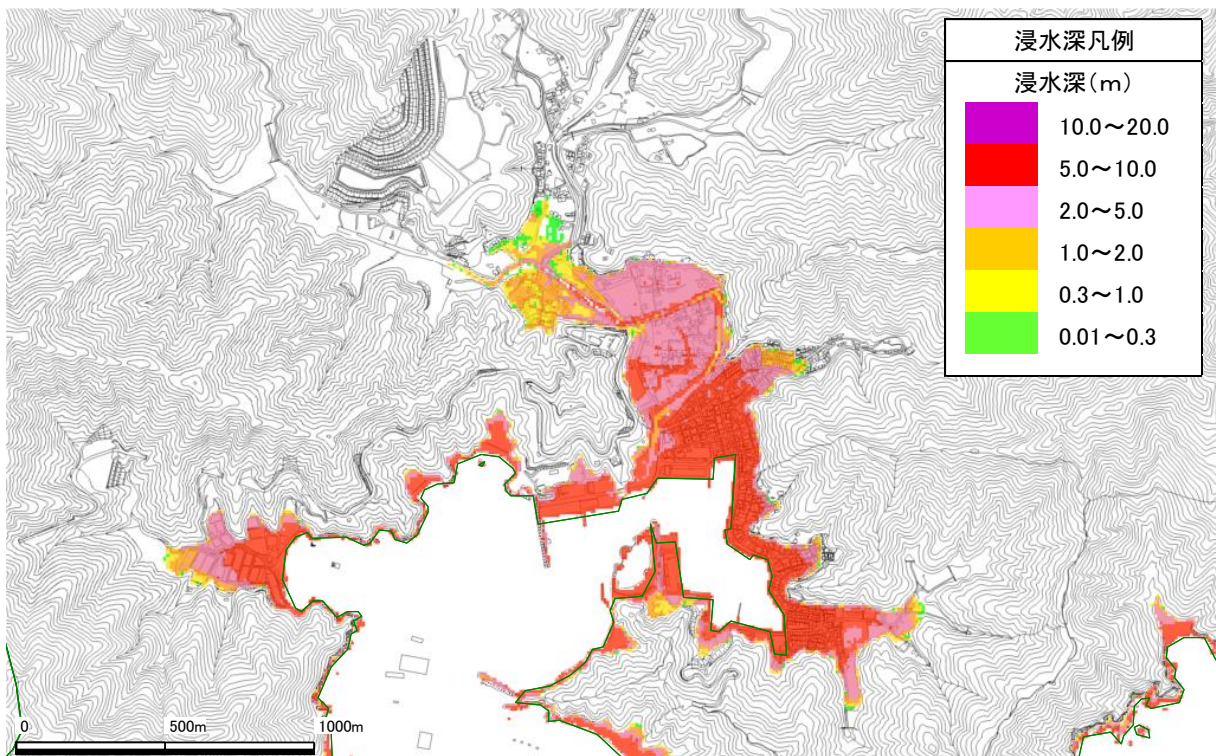


頓宮断層を震源とする地震による強震動予測結果（概観）

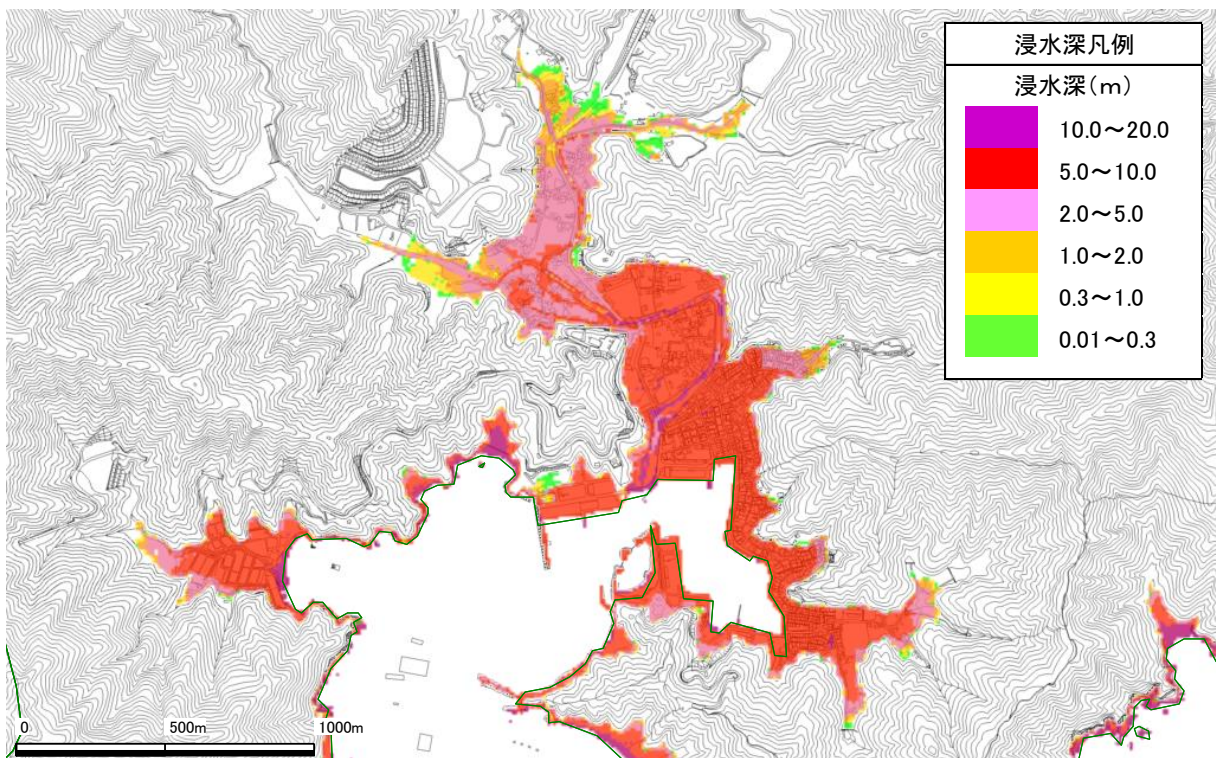


4 津波浸水予測図（錦地区）

① 南海トラフ 過去最大クラス



② 南海トラフ 理論上最大クラス



5 被害想定

① 人的被害

【死者】

早期避難低（冬・深夜発災ケース）：早期避難者比率が低い場合

地震区分	南海トラフ 過去最大クラス	南海トラフ理論 上最大クラス	養老-桑名- 四日市断層帯	布引山地東縁 断層帯(東部)	頓宮断層
建物倒壊	約20人	約100人	—	約10人	—
津波	約1,300人	約1,200人	—	—	—
急傾斜地等	—	—	—	—	—
火災	—	—	—	—	—
落下物等	—	—	—	—	—
町内死者数	約1,300人	約1,300人	—	約10人	—
建物倒壊	約1,400人	約9,700人	約5,100人	約3,500人	約200人
津波	約32,000人	約42,000人	—	—	—
急傾斜地等	約60人	約100人	約30人	約50人	約20人
火災	—	約1,900人	約800人	約500人	—
落下物等	—	約10人	—	—	—
県内死者数	約34,000人	約53,000人	約6,000人	約4,100人	約200人

早期避難高+呼びかけ（冬・深夜発災ケース）

：早期避難者比率が高く、津波情報の伝達や避難の呼びかけが効果的に行われた場合

地震区分	南海トラフ 過去最大クラス	南海トラフ理論 上最大クラス	養老-桑名- 四日市断層帯	布引山地東縁 断層帯(東部)	頓宮断層
建物倒壊	約20人	約100人	—	—	—
津波	約500人	約500人	—	—	—
急傾斜地等	—	—	—	—	—
火災	—	—	—	—	—
落下物等	—	—	—	—	—
町内死者数	約500人	約600人	—	—	—
建物倒壊	約1,400人	約9,700人	—	—	—
津波	約12,000人	約20,000人	—	—	—
急傾斜地等	約60人	約100人	—	—	—
火災	—	約1,900人	—	—	—
落下物等	—	約10人	—	—	—
県内死者数	約14,000人	約31,000人	—	—	—

全員直後避難（冬・深夜発災ケース）：全員が発災後すぐに避難を開始した場合

地震区分	南海トラフ 過去最大クラス	南海トラフ理論 上最大クラス	養老-桑名- 四日市断層帯	布引山地東縁 断層帯(東部)	頓宮断層
建物倒壊	約20人	約100人	—	—	—
津波	約60人	約100人	—	—	—
急傾斜地等	—	—	—	—	—
火災	—	—	—	—	—
落下物等	—	—	—	—	—
町内死者数	約80人	約200人	—	—	—
建物倒壊	約1,400人	約9,700人	—	—	—
津波	約5,200人	約13,000人	—	—	—
急傾斜地等	約60人	約100人	—	—	—
火災	—	約1,900人	—	—	—
落下物等	—	約10人	—	—	—
県内死者数	約6,600人	約24,000人	—	—	—

※「—」は未想定。端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

【重傷者】

早期避難低（冬・深夜発災ケース）：早期避難者比率が低い場合

地震区分	南海トラフ 過去最大クラス	南海トラフ理論 上最大クラス	養老－桑名－ 四日市断層帯	布引山地東縁 断層帯(東部)	頓宮断層
建物倒壊	約30人	約200人	—	約20人	—
津波	—	—	—	—	—
急傾斜地等	—	—	—	—	—
火災	—	—	—	—	—
落下物等	—	—	—	—	—
町内重傷者数	約30人	約200人	—	約20人	—
建物倒壊	約2,300人	約17,000人	約9,400人	約6,400人	約500人
津波	約400人	約700人	—	—	—
急傾斜地等	約40人	約60人	約20人	約30人	約10人
火災	—	約200人	約200人	約100人	—
落下物等	—	—	—	—	—
県内重傷者数	約2,800人	約18,000人	約9,600人	約6,500人	約500人

【軽傷者】

早期避難低（冬・深夜発災ケース）：早期避難者比率が低い場合

地震区分	南海トラフ 過去最大クラス	南海トラフ理論 上最大クラス	養老－桑名－ 四日市断層帯	布引山地東縁 断層帯(東部)	頓宮断層
建物倒壊	約200人	約400人	—	約100人	—
津波	約10人	—	—	—	—
急傾斜地等	—	—	—	—	—
火災	—	—	—	—	—
落下物等	—	—	—	—	—
町内軽傷者数	約200人	約500人	—	約100人	—
建物倒壊	約15,000人	約42,000人	約23,000人	約22,000人	約2,600人
津波	約800人	約1,300人	—	—	—
急傾斜地等	約40人	約60人	約20人	約30人	約10人
火災	—	約500人	約400人	約300人	—
落下物等	—	約30人	約20人	約10人	—
県内軽傷者数	約15,000人	約44,000人	約24,000人	約22,000人	約2,600人

② 建物被害

【建物の全壊・焼失棟数】

地震区分	南海トラフ 過去最大クラス	南海トラフ理論 上最大クラス	養老－桑名－ 四日市断層帯	布引山地東縁 断層帯(東部)	頓宮断層
揺れ	約300棟	約1,800棟	—	約200棟	—
液状化	—	—	—	—	—
津波	約800棟	約800棟	—	—	—
急傾斜地等	約30棟	約40棟	約10棟	約20棟	—
火災	—	約10棟	—	—	—
町内被害棟数	約1,100棟	約2,600棟	約10棟	約200棟	—
揺れ	約23,000棟	約170,000棟	約96,000棟	約65,000棟	約4,700棟
液状化	約5,900棟	約6,200棟	約5,500棟	約5,900棟	約3,900棟
津波	約38,000棟	約37,000棟	—	—	—
急傾斜地等	約700棟	約1,100棟	約400棟	約500棟	約200棟
火災	約2,100棟	約35,000棟	約19,000棟	約22,000棟	約70棟
県内被害棟数	約70,000棟	約248,000棟	約120,000棟	約93,000棟	約8,900棟

※「—」は未想定。端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

③ ライフライン被害

【上水道】

地震区分	南海トラフ 過去最大クラス	南海トラフ理論 上最大クラス
町内断水率		
給水人口	約10,000人	約10,000人
直後	100%	100%
1日後	98%	99%
1週間後	66%	72%
1ヵ月後	30%	38%
県内断水率		
給水人口	約1,872,000人	約1,872,000人
直後	96%	99%
1日後	95%	98%
1週間後	69%	79%
1ヵ月後	24%	43%

【通 信】

・固定電話

地震区分	南海トラフ 過去最大クラス	南海トラフ理論 上最大クラス
町内不通回線率		
回線数	約3,200	約3,200
直後	91%	92%
1日後	84%	86%
1週間後	16%	30%
1ヵ月後	16%	27%
県内不通回線率		
回線数	約438,000	約438,000
直後	90%	91%
1日後	82%	85%
1週間後	27%	24%
1ヵ月後	26%	16%

【避難者数】

地震区分	南海トラフ 過去最大クラス	南海トラフ理論 上最大クラス
町内避難者数		
1日後	約3,200人	約4,900人
1週間後	約3,200人	約4,900人
1ヵ月後	約4,000人	約5,900人
県内避難者数		
1日後	約411,000人	約757,000人
1週間後	約447,000人	約793,000人
1ヵ月後	約480,000人	約973,000人

【電 力】

地震区分	南海トラフ 過去最大クラス	南海トラフ理論 上最大クラス
町内停電率		
需要家数	約8,500	約8,500
直後	90%	90%
1日後	83%	83%
1週間後	12%	15%
県内停電率		
需要家数	約1,206,000	約1,206,000
直後	89%	90%
1日後	81%	82%
1週間後	5%	12%

・携帯電話

地震区分	南海トラフ 過去最大クラス	南海トラフ理論 上最大クラス
町内停波基地局率		
直後	5%	18%
1日後	84%	86%
1週間後	16%	30%

【産業廃棄物】

地震区分	南海トラフ 過去最大クラス	南海トラフ理論 上最大クラス
町内産業廃棄物発生量		
産業廃棄物	約7万トン	約10万トン
津波堆積物	約3～6万トン	約4～9万トン
県内産業廃棄物発生量		
産業廃棄物	約460万トン	約1,700万トン
津波堆積物	約640～1,400万 トン	約780～1,700万 トン

